

富山海区漁業調整委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和6年6月6日(木) 午後1時30分から午後2時48分
場所 森林水産会館33号室

2 出席委員

網谷繁彦、三國嘉彦、中村好成、坂田博美、鷺北英司、濱田清人、
荻野洋一、大浦清和、水島洋、島崎慎一、上野佳弘、高松賢二郎、
塩谷俊之、河合雅司

3 議長

議長：網谷繁彦

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項の
規定に基づき、当委員会は成立

5 議事録署名委員の指名

河合雅司、塩谷俊之

6 県職員

水産漁港課：地崎課長、飯田副主幹、加藤主任(海区主任兼務)、
野原技師
水産研究所：辻本所長

7 事務局職員

前田事務局長(水産漁港課課長兼務)

8 付議事項(議題)

- (1) 知事管理漁獲可能量の設定について(まさば及びごまさば、ずわいが
に及びまだら)(諮問)

県水産漁港課の加藤主任から、資料1により、令和6年6月6日付け水
漁第155号で知事から諮問のあった「知事管理漁獲可能量の設定について」
説明された。

漁業法では、都道府県は、資源管理方針に即し、国から配分された漁獲
可能量について、知事管理区分に配分する数量を定めることとされている。
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群A
海域、そして新たにまだら本州日本海北部系群について、本年7月1日か
ら令和6年管理年度が新たに始まる。5月に水産庁から新しいTACの通知
があった。まだら本州日本海北部系群については、TAC管理が本格的に導

入される前に3段階のステップアップ管理があり、この3段階のうち、ステップ1の管理となる。ステップ1の管理としては、国への漁獲報告が主な内容になる。このTAC数量については、国が一括して管理することになり、国全体で1つの数量となり、この内数が都道府県に示されている。今回の諮問では通知された配分量に基づき、海区漁業調整委員会に諮問させていただく。今後のスケジュールについては、今回、本日6月6日に委員会に諮問をしまして、答申をいただいたのち、6月中旬に、農林水産大臣への承認申請、6月下旬に国の承認をいただき、知事管理漁獲可能量の設定を行う。また、このことについて、6月下旬以降に県報で告示を行う予定です。

国から通知がありましたTACの配分は表の通りです。それぞれ知事管理区分1つとなっていて、マサバ及びゴマサバは、例年の通り現行水準、ズワイガニは、今年度は47トン、マダラは3260トン、国全体の内数となっている。マサバ及びゴマサバについては、今年度の目安数量は2744トンとなっている。また令和5年度の目安数量は1132トンとなっており、こちらの管理年度は、今年6月末までとなっているが、5月25日時点の漁獲量は1150トンとなっている。令和6年度については、目安数量は、前年度より増えているが、漁獲が大幅に積み重なった場合などは、県から数量の順守などについてお願いしたいので、ご協力をお願いします。また2番目のズワイガニのTAC数量については、令和5管理年度は38トンのところ、最終実績は27トンとなった。令和6年度については、47トンとなるので、増加している。マダラについては、近年の漁獲量を参考に示した。直近の5年の平均は、12トンとなっている。

以上の説明に対し、委員から以下のとおり意見や質問等があった。

網谷会長：マダラがTAC対象となったのはいつからか。令和5年度8トンという数字が、どれくらい正確な数字なのかと思った。体感的に感じるのは、とやま市漁協だけ見ても、今までの3倍4倍ぐらいの水揚げがあると思う。なぜマダラが増えてきたのかみたいなことも含めて、県の見解を聞かせていただければと思います。

加藤主任：近年の漁獲量として、令和5年1月1日から12月までのデータで8トンという数量となっている。漁獲量のデータについては、精査したい。

水島委員：朝日町漁協でも獲れている。釣りで。

塩谷委員：新湊ではそんなに獲れていない。

辻本所長：マダラの日本海北部系群でたくさん獲れる県は青森県と石川県である。石川県の七尾にマダラの大きな産卵場があって、昔は氷見なんかで、マダラは随分獲れていたと思う。それは産卵場に親として戻ってくるのが、氷見周辺でたくさん獲れた。そういったのが氷見の方は随分減っていて、その代わり最近富山市ですとか、一昨年よりは増えている状況であって、県全体では、昔に比べれば減っている状況です。

このほか、委員からの質問等はなく、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として案のとおり答申することが承認された。

(2) 知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ）（諮問）

県水産漁港課の加藤主任から、資料2により、令和6年6月6日付け水漁第207号で知事から諮問のあった「知事管理漁獲可能量の変更について」説明された。

令和5管理年度から、令和6管理年度への繰り越しについては、1点目として、漁獲枠の未利用分を繰り越すことによるもの。日本も参画しているWC P F C（中西部太平洋マグロ類委員会）の国際ルールによるもので、国全体で繰り越しできる上限は、17%となっている。都道府県で繰り越しできる上限は、国のルールにより、昨年度の当初枠の10%までとなっている。本県では、そのルールにより、小型魚では9.8トン、大型魚では1.5トンの繰り越しとなっている。

残りの7%については、国が留保して、国の配分ルールで再配分されている。国が一旦留保して再配布した分については、昨年度の当初配分に基づき案分されたもので8.9トン。小型魚では2つ合わせて18.7トンとなっている。

大型魚については、全体で2.1トンです。内訳は、1点目が、昨年度の残枠による繰り越し1.5トン、2点目が、国の留保の再配分として0.6トン、平成27年から令和4年度の最大実績に基づく配分となっている。

また、小型魚大型魚ともに今回においては、譲渡メリットと、消化率メリットによる配分がありませんでした。

3点目について、今回、この令和6管理年度に関しては、当初配分における小型魚の枠から大型魚の枠への不等量交換という措置がとられているが、本県については、県内の要望調査を行ったところ、要望がありませんでしたので、該当がありません。

2ページ目に県内の具体的な配分について表に示した。小型魚の追加配分18.7トンについて、県内の配分方法も、国の方法と同じ考えで行っている。表には、地区ごとの配分量を示している。小型魚は当初枠が98.5トンだったのが、追加配分を加えると117.2トンとなっている。大型魚について、表には小型魚と同様の項目の数量が示してある。大型魚は当初枠が15.2トンだったのが、追加配分を加えると17.3トンとなっている。

委員からの意見や質問等はなく、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として案のとおり答申することが承認された。

(3) 富山県資源管理方針の変更について（諮問）

県水産漁港課の野原技師から、資料3により「富山県資源管理方針の変更について」説明された。

県では漁業法の第14条に基づき、国が定める資源管理基本方針に則した富山県資源管理方針を定めているところですが、今回、マダラがTAC魚種に指定されることにより、マダラの資源管理の方向性を、別紙1に追記

する必要があります。また、この変更と同時に既存の資源管理方針の一部の記載内容の誤字脱字等の修正をあわせて行います。今回の変更の内容について、2 ページ目から 11 ページ目の新旧対照表を示している。10 ページ目において、今回、まだら本州日本海北部系群の資源管理の方向性を追加した。内容については、昨年度諮問したウルメイワシやカタクチイワシと同様、ステップアップ管理を行う予定ですので、同様の書きぶりとしている。既存の資源管理方針において、別紙 1 の記載のうち、漁獲量の管理の手法等を定める項目について、魚種ごとに表現が分かれている点がありましたので、同様の表現で統一するという修正を行っている。その他、誤字脱字等を、別紙 1 から別紙 3 を含めて、修正するもの。

以上の説明に対し、委員から以下のとおり意見や質問等があった。

網谷会長：マダラの TAC が今年から始まると言われましたけど、TAC 魚種ってというのは、水産庁の方から、来年度から、この魚種を TAC にしますよとか、前もっての通達はあるのですか。

野原技師：事前に通知があります。

網谷会長：それは一方的で、TAC 魚種にしてもらったら困りますよと、県からそういうことって言えるんですか。

飯田副主幹：意見として述べることができるんですけども、そのあとにステークホルダー会合などが設けられてその中で、関係各者で検討ということになっている。

網谷会長：というのは、富山県にホタルイカだったりシロエビだったり、富山県にしかいないような、そういうものがある訳ですね。例えばシロエビ・ホタルイカを来年から TAC にしますということで、水産庁から言ってきた場合には、はいわかりましたと、簡単に返事するわけにはいかんと思うんですが、その辺はどうかですか。

飯田副主幹：これからは、資源評価を富山県も含めて行っていくことになると思います。その資源評価の結果も含めて、検討部会なりが国の方で開かれるので、そちらの方で意見を言いながら、ステークホルダー会合の中で、検討を進めていかざるを得ないと思う。その中で、富山県の実情なんですけど、定置網での漁獲というものが、そんなに制限できるものではないと言ったようなことも含めて、国の方に働きかけをしていくものと考えております。

網谷会長：マダラに関してどういう国とのやりとりだったんですか。県から誰が参加してどういう意見を言ったのか。言われた通りに聞いてきたんですか。

飯田副主幹：マダラについて、昨年 3 月、昨年の 7 月にそのようなステークホルダー会議が開かれております。誰が参加してたかまで今すぐにはわからないですけども、また確認しておきます。

網谷会長：だから、マダラが今年度から急に TAC になったということを知ってビックリしたのですね。今まではそのベニズワイとかそう

いうものが TAC で管理される可能性がありますよということは聞いていたんですが、なぜ、ここでマダラなの？みたいな、感じなので、こういう感じで、次々と富山県内で獲れる魚が TAC になると、定置の方々も困ると思います。漁業者の意見もちよっと反映してもらわないと。

高松委員：先ほどの資料の 1 の 3 ページ目に、TAC 管理のステップアップについて示されているが、ステップ 1 に入る前に、どういう調査とかをやっているのか、そこら辺なんかもはっきりしなきゃいけないという感じがします。2 年後にはステップ 2、そういう単純に年数を重ねるだけでいいのかと。もっと十分に検討を重ねていく必要があるんじゃないかなと、魚種によって違うのではないかと。

河合委員：タラって昔から獲れなくなるとずっと前から言っているのですよね。なんで今頃 TAC になったのか。

飯田副主幹：それは、スケトウダラの話ではないか。スケトウダラは漁獲が以前と比べて減ってきている。多分そのあたりの考え方を今おっしゃったのかなと思います。

網谷会長：マダラも長い間ずっと獲れなかったのが、最近また少しずつ獲れるようになってきたというのが現状なんですよ。だからせっかく少しずつ獲れるようになってきたのに、今ここでそういう縛りかけるのかみたいに感じる。水産庁の方針に従い、黙っていたら今、全魚種 TAC になりますよ。

飯田副主幹：国では漁獲量の 8 割を目指している。

網谷会長：ただ何でもかんでも言われた通りにしていたら、本当に大変なことになるので、その辺は慎重にやってほしい。

前田事務局長：会長がおっしゃられたように国の方は主要魚種から TAC 化を進めているという状況だと思います。そういう中で水産庁も各県であったり業界にはある程度情報を出しながら進めているのですけれども、今回唐突感があるというのは、やはりどういう魚種がどういう段階で進んでいるかという事前の情報が行き渡っていないという状況があると感じました。そういうことを皆さんに前もって知っていただく必要があるのと、国が TAC 化を進める中においては、漁業者の意見を無視して進めることはやっていないと思います。カタクチイワシの管理なんかにおいてはかなりいろんな意見が出て、慎重に進めていると聞いていますので、やっぱりそういう意見を言うていただく場所で言うていただくとか、そういう形で進めていく必要があるのかなと思いました。

高松委員：先ほどのシロエビの話なんですけれども、これは全国的な TAC 管理は馴染まないのではないかと、やっぱり、富山県独自の資源だという考えがある。富山県だけで、資源管理の方法を漁業者さんで集まって決められるんで、国から言われるというもんじ

やない魚種だと思う。そういう地域性の魚種の TAC の進め方というのもあるんですよ。

飯田副主幹：おそらく今、国の方は、国全体で漁獲量の 8 割分の魚種について進めているので、全部が全部 TAC 化しているわけではないので、おそらくシロエビが今 TAC になるっていうのは、ないのかなと思う。それとは別に、資源評価というものは、進めていくことが必要とは考えています。

このほか、委員からの質問等は無く、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として案のとおり答申することが承認された。

(4) 令和 5 管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

県水産漁港課の加藤主任から、資料 4 により「令和 5 管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更について」説明された。

令和 5 管理年度に小型魚の増枠があり、県内で配分したので報告します。概要は資料 4 の 1 の通りで、令和 5 年 4 月 1 日から 6 年 3 月 31 日までの令和 5 管理年度に、クロマグロに関して水産庁による都道府県別漁獲可能量の融通の仲介が 6 年の 2 月にありました。その結果、本県には、小型魚 1.2 トンの融通・譲渡がありました。3 月に国から本県に小型魚の管理漁獲可能量の変更（増加）について通知がありましたので、令和 5 年 11 月に行われた委員会で事前に承認をいただいている方法で、県内に配分を行いました。譲渡等の融通により、知事管理可能量が増加した場合は、当初配分の数量割合に応じて配分するものです。配分結果は表のとおりです。

以上の説明に対し、委員から以下のとおり意見や質問等があった。

三国副会長：正直なところ、クロマグロを全世界的に見ると数は結構増えているというような話が世界中で湧き上がっている中で、アメリカが反対しているから、制限かけないと駄目だというようなことで、日本はそれに引きずられて、皆さん定置網をやっておられる方は皆さんご存じなのですが、とんでもない数量の小型魚が入ってきているわけです。それをほとんど、無償のような形で我々放流している、それが現実なんですよ。TAC は、そこまで果たしてやる必要があるのか。これは地元の富山県としての意見として、そういうようなことを、定置協会で、意見があっただけで済ませるべきじゃないかと思うのですが、県の方はどう思っていますか。

地崎課長：クロマグロの TAC 管理については、漁業法という法律で定められているものですから、遵守しないといけないと思っております。ただ一方で、言われた通り、クロマグロの資源っていうのは、最近すごく増えてきている。実は昨日なんですけれども、定置網業者の方々が困っているという実情があるものですから、県の農林水産委員会におきましても、委員長、副委員長が水産庁へ行っ

て参りまして、ぜひこのクロマグロ小型魚枠をもっと増やすように国際交渉を進めて欲しいと言ってまいりました。やはり、一部の国から小型魚については抵抗されているというような話もあったんですが、やはり親魚が回復しているというような状況もありますので、水産庁としては、これについて、重点として取り組みますと、前向きな意見はいただいたところです。県としてはもう引き続き、定置網があるので、そこは、言い続けるしかないだろうと考えております。

三国副会長：そのような前向きな姿勢で、今後とも水産庁の方へ意見を届けて、盛んに言っていただきたいと思います。県の方で率先して、今後とも引き続き、要望を上げていただきたいと思います。

塩谷委員：現在は、国際的な委員会では何を目標というか目指しているのか、実情をどこまで把握して資源管理をしようとしているのか、そこら辺がちょっと不透明なんですけど、示されていないのでしょうか？例えば、こういう状態を目指して、そういうものが達成できたら、管理は緩くしましよとかいう話を示していただければ、我慢するものはするし、何もないままで数量だけ制限されても、今のような苦情があつて、実際今、放流等されている現状をWCPFCの方で把握しているのか？

地崎課長：水産庁の方では、資源の状況を踏まえて、いくつか、シナリオというか、これだけ減らしても大丈夫だよっていう数値的なものを出しながらこれから交渉に臨むというような状況。

前田事務局長：国際的な枠組みの中で、太平洋クロマグロの初期資源量というベースとなる数字の20%にまで回復させようということとで今取り組みをずっとやっている。それを上回る確率が高くなってくると、資源としては安全だということで、増枠の検討もなされると。そういう科学的な数字をもって議論がなされているのは間違いないところです。広く一般的な資源学的な考えを踏まえ、日本だけでなく各国からの科学的なデータを集めて、資源の計算をやっている。

高松委員：皆さん一生懸命放流しているが、資源がどういう状況になっているか、そういう情報を漁業者に示す必要があるのではないかと思います。自分たちが汗かいてやったことで、どうなったか、そういうことが分からないと、資源管理の遣り甲斐がない。だから、水産庁は一生懸命国際交渉して欲しいのだけど、自分の国の漁業者に対して現状をきちんと説明して、協力を求めないと。

塩谷委員：令和6管理年度当初配分における小型魚から大型魚への不平等交換について、お聞きしたい。今回は要望がなかったということでしたが、実をいうと、新湊地区で大型魚への振り替えを検討した。この点を説明いただきたい。

加藤主任：今年度に限っては小型魚の当初配分枠の30%までを上限に、小型魚の1.47倍に換算して大型魚へ振り替える措置がある。水

産庁から各県へ照会があり、県内各漁協へ調査を行ったが、要望がなかった。

塩谷委員：他県との融通については？

加藤主任：年7回ほど水産庁の仲介でそういった要望調査がある。今回、5月から6月に第1回の調査があり、県内の漁協に照会しているところ。定期的に調査があるので、そういった情報については直ちに県内漁協に、制度の内容も含めて、照会したい。

塩谷委員：照会に対する対応というか、希望すれば即座に、対応はできるのか。海区の承認を受けないとできないとか。

加藤主任：知事管理漁獲可能量の設定、また、変更については海区の承認が必要となっている。手続きの迅速化のため、昨年度については、事前に配分方法の承認をいただき、資料4にあるように、当初配分で案分して配分する方法としている。

塩谷委員：他県との融通についても対応可能か？すぐに対応できるか？

加藤主任：増加があった際には、通知があった時点で、県内で事前に承認いただいた方法で配分することは可能。

(5) 定置漁具への繋がり釣りに関するアンケート結果について

委員会事務局の加藤主任から、資料5により「定置漁具への繋がり釣りに関するアンケート結果について」説明された。

2月の海区の承認を受けて、2月27日付で県内の沿海漁協にアンケートを送付した。全9漁協から回答を得た。

1点目の被害状況については、①番として、定置網に釣り針等が残されたことはありましたかという問いに対して、9漁協のうち、定置網がある7漁協については、はいという回答でした。②番として、どのようなものがあったかについて、複数回答で、すべての漁協で、ルアーまたは釣り針が残っていたとの回答がありました。③番として、何ヶ続で被害がありましたかという問いに関しては、1ヶ続から、多くて大型・小型定置を合わせて15から20ヶ続の被害があった、との回答があった。釣り針などを発見する頻度や多く見つかる時期はいつか、質問したところ、頻度は月1回、または月2・3回、周年、時期については、春、秋、または日曜祝日の翌日に多いという回答があった。④番として、これらの釣り針などで怪我をされた方はいますかという問いに対しては、いるという回答が6漁協からあった。⑤番に、操業に支障が生じた際の状況として自由記載いただきましたところ、網に絡み外すのに時間が掛かる、などのご回答がありました。

委員会指示の発出について、指示により繋がり釣りを規制することが妥当と考えますかという問いに対し、定置網がある7漁協からは、はいという回答をいただいています。ご意見を自由記載で伺いましたところ、繋がり釣りだけではなくて定置網設備、施設に入らない、または罰則規定を定めるなどのご意見があった。その他ご意見やご要望がありましたら記入くださいと、自由記載でご意見をいただきましたところ、

遊漁船のマナーや定置網周りでの遊漁についての意見があった。

以上の説明に対し、委員から以下のとおり意見や質問等があった。

高松委員：アンケート結果について、今後、県としてどういうふうに考えているのか、お聞かせ願いたい。

飯田副主幹：基本的には、できれば委員会指示等で繋がり釣りを規制していければという流れだと思いますので、今後、他県の状況としてどのような委員会指示で、こういったことが規定されているか、先行事例というものを今後把握していきたいと思います。そのあとについては、いろんな手続きなどの透明性が求められている社会的な情勢なので、例えばパブリックコメントとか、海面利用協議会、そういったものにも意見を求めながら進めていくことになるかと考えている。

鷺北委員：定置網漁業者としては、アンケート結果通り皆さん困っています。できるだけ速やかに、対応していただきたいと思います。もしいつ頃までを目途にどんなタイムスケジュールを持っておられるっていうのが、もしあれば、伺えれば。

飯田副主幹：まだそこまではないので、今後そういうのを示していければ。

鷺北委員：はい。よろしくをお願いします。

網谷会長：海面利用協議会っていうのは1年に1回しかないものですから、来年に話してということになるのか、緊急の海面利用協議会を開いていただくとか、そういう対応も必要なのかなという気はします。

(6) 次回委員会

次回の委員会は、令和6年7月25日(木)13:30より開催することに決定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和6年6月6日

議長

署名委員

署名委員